

中小企業・小規模事業者の経営者の皆様へ
経営安定特別相談事業のご案内

リスクに負けない 経営を支援します！



商工会は、
解決に向け
さまざまな支援を
行っています。

経営の資金繰り対策
→①

災害時の資金繰り対策
→②

事業承継対策
→③

取引先との関係性対策
→④

自然災害等対策
→⑤

予期せぬリスク対策
→⑥

経営者の悩み・課題対策
→⑦

災害時の資金繰り

災害マル経

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方、災害による被害を受けた方は、通常のマル経の融資限度額に加えて、別枠(限度額1,000万円)が利用できます。



コロナマル経 コロナの影響を受けている方に！

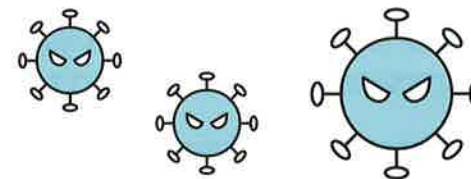
メリット 1

別枠 **1,000万円**

マル経の融資対象者であり、かつ以下の要件を満たす方は、別枠1,000万円の特例があります。

<コロナマル経をご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方、またはこれと同様の状態にある方。



メリット 2

当初**3年**は**利率低減**

コロナマル経の利用者は、別枠1,000万円の範囲で、借入当初の3年間は、利率が0.9%低減されます。

※令和4年2月1日現在0.31%(1.21%~0.9%)。沖縄復興開発金融公庫の場合は最寄りの支店にお問い合わせください。

メリット 3

実質無利子化の可能性も

コロナマル経の利用者で、一定の要件に該当する方は、特別利子補給制度の対象となります。その場合、借入当初の3年間は実質無利子となります。

※令和4年4月以降は、要件等が変更になる可能性があります。最新の情報についてはお近くの商工会にお問い合わせください。
※特別利子補給制度の詳細は、中小機構のホームページ(特別利子補給事業)をご参照ください。

その他の災害マル経 災害の影響を受けている方に！

東日本大震災

対象

岩手県および宮城県の沿岸部ならびに福島県に事業所を有し、東日本大震災による直接または間接の被害を受け、小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方

借入利率

—当初3年間—
マル経の利率 -0.9%

令和元年台風第19号等

対象

令和元年台風19号等による激甚災害指定の適用を受けた地域に事業所を有し、同台風による直接または間接の被害を受け、小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方

借入利率

—当初3年間—
直接被害者 マル経の利率 -0.9%
間接被害者 マル経の利率 -0.5%

令和2年7月豪雨

対象

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、上記豪雨による直接または間接の被害を受け、小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方

借入利率

—当初3年間—
直接被害者 マル経の利率 -0.9%
間接被害者 マル経の利率 -0.5%

※直接被害者、間接被害者とも被害証明書等の提出が必要です。また間接被害者とは、直接被害者と一定以上の取引のある方を指します。
※令和4年4月以降は、一部取り扱いが終了となる可能性があります。最新の情報についてはお近くの商工会にお問い合わせください。

経営改善のための資金繰り

マル経
融資



資金繰りにお困りで、経営改善を図る小規模事業者の皆さま、「マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)」の活用を考えてみませんか。

マル経融資は制度創設以来、約520万件ご利用いただいております！

本融資制度は、経営改善を図る小規模事業者の皆様へ、必要な運転資金や設備資金を、日本政策金融公庫*が融資する制度です。

制度創設以来、約520万件ご利用いただいております。融資には、商工会・商工会議所の推薦が必要となります。

※沖縄県の場合は、沖縄復興開発金融公庫が融資。

小規模事業者の
資金繰りを
サポートします。

- 従業員が**20人**以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の「小規模事業者」が利用できます。
- 融資限度額は**2,000万円**です。

無担保・無保証・
低利で融資が
受けられます。

- 法人の場合は、代表者の保証も不要。信用保証協会の保証も必要ありません。
- 金利は**1.21%***です。
- 貸付期間は、運転資金が7年以内、設備資金は10年以内です。
※令和4年2月1日現在。沖縄復興開発金融公庫の場合は、最寄りの支店にお問い合わせください。

ご利用には、
経営指導等の
要件が必要と
なります。

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を**6か月**以上受けていること。
- 所得税・法人税・事業税・都道府県民税などの税金を完納*していること。
※納税すべき税額がゼロの事業者等も本制度を利用できます。
- 同一の商工会・商工会議所の地区内で**1年以上**事業を行っていること。

融資制度を
利用したい方は
こちらへ

本制度を利用したい方は、下記QRコードから最寄りの支援機関を検索いただけます。詳しい情報は各ホームページの「マル経」検索をご覧ください。

商工会一覧



商工会議所一覧



日本政策金融公庫



沖縄復興開発金融公庫



取引先との関係

取引先と共存共栄の関係を築くことは、事業の健全な運営に大きく関わります。発注側と受注側が協力し、ともに事業を成長させていくことが重要です。



パートナーシップ構築宣言

企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。代表者の名前で、下の項目について宣言します。「宣言」はポータルサイト上に公表され、「宣言」をした企業はロゴマークを使うことができます。また、経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることができます。

- サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守
- その他独自の取り組み



STOP!しわ寄せ

親事業者による長時間労働の削減などに対する取り組みが、下請事業者に対する短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

- 親事業者と下請業者がともに働き方改革に取り組む
- 発注内容は、長期発注計画書などを提示して明確に
- 対価には人件費などの上昇の影響を反映する



下請かけこみ寺

下請かけこみ寺では、弁護士が中小企業の取引上の相談を受けています。代金の未払い・減額、不当なやり直し・返品、買いたたき、最低賃金関連のしわ寄せなどのトラブルなどの相談が寄せられています。



電話、オンライン、対面での相談が可能です。詳しくは、(公財)全国中小企業振興機関協会のサイトをご覧ください。



手形・小切手の電子化

2026年度末までに手形（約束手形・為替手形）・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標とした取組が進んでいます。

- | 支払側のメリット | 受取側のメリット |
|------------------------------|-------------------|
| ・用紙代、印紙税、郵送料、人件費などのコストが削減できる | ・印紙代が不要 |
| ・発行にかかる事務負担が軽減できる | ・受取にかかる事務負担が軽減できる |
| ・紛失や盗難のリスクがない | ・紛失や盗難のリスクがない |
| ・災害時なども安心 | ・災害時なども安心 |
| ・支払期日に自動入金される | ・支払期日に自動入金される |
| ・支払期日前に割引で活用できる | ・支払期日前に割引で活用できる |
| ・必要な分だけ分割して利用できる | ・必要な分だけ分割して利用できる |

事業承継

会社の技術や雇用を守るため、誰かに事業を譲りたい、または引き継ぎたいと考えているものの後継者がいないとお悩みの方、事業承継支援機関や支援策を活用してみませんか。



事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継・引継ぎ支援センターは、産業競争力強化法に基づき国が設置する、中企業・小規模事業者の事業承継に関する公的相談窓口です。センターでは事業承継の専門家が、事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する相談、事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出、事業承継計画の策定、M&Aにおけるマッチング支援など、あらゆる相談に対応しています。

事業承継の支援策

事業承継税制

事業承継税制の特例措置を受けるためには…

- ①事前に「特例承認計画」の提出が必要です
法人版：平成30年4月1日～令和5年12月31日*まで
※令和6年12月31日まで延長予定
個人版：平成31年4月1日～令和6年12月31日まで
- ②10年間限定の特例措置です
法人版：5年以内の特例承認計画を提出した事業者で、平成30年1月1日～令和9年12月31日までに、相続・贈与により会社の株式（非上場株式等）を取得した経営者が対象
個人版：5年以内の個人事業承継計画を提出した事業者で、平成31年1月1日～令和10年12月31日までに、相続・贈与により特定事業用資産を取得した後継者が対象

中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正において、事業承継税制が10年間限定で大きく拡充されました。

事業承継特別保証

事業承継をスムーズに行うことを目的に、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証」が創設されています。利用条件等は右記のとおりです。

お申込み資格	3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人	事業承継計画：信用保証協会所定の書式による計画書 (資産超過であること/返済緩和中ではないこと/法人と経営者が分離していること等の一定の要件があります)
お申込み方法	与信取引のある金融機関経由のみ	保証限度額 2.8億円 (内、無担保8000万円)
保証期間		10年以内
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金	既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
保障料率	0.45%~1.90%	経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合 0.20%~1.15% に大幅軽減

詳しくはこちらへ

事業承継・引継ぎ支援センターについて



事業承継税制について



事業承継特別保証について



予期せぬリスク

事業活動を行っていく上では、思いがけない出来事への備えも必要です。どんな事態に直面する可能性があるのかを考え、対策を立てておきましょう。



製品等に関する事

- 生産物に起因する事故、リコール等リスク

業務や施設等に関する事

- 施設賠償、業務遂行による賠償等のリスク

事業に関する事

- 従業員の退職金への備え
- 取引先の倒産
- 経営者や役員のリタイアへの備え
- 事業の廃止への備え



あなたの会社のリスク管理は、大丈夫ですか？

休業等に関する事

- 従業員の病気やケガによる就業不能時の所得保障
- 火災や地震などでの建物損害による休業

情報等に関する事

- 情報漏えい等リスク



災害等に関する事

- 地震、火災、水害等のリスク



経営者と従業員等に関する事

- 従業員の労災事故
- 自動車事故
- 経営者、従業員の死亡、病気、ケガ
- 業務外における事故



事例①

豪雨災害により河川決壊や土砂崩れが発生し、自社の建物が浸水。50日超の休業となったが、休業保険金が支払われたことにより事業の継続が可能となった。

⇒必要な補償は建物の修理費だけではない。(岡山県:介護業)



事例②

台風により近隣建物の屋根が飛来し、自社の窓ガラスが損壊。大規模な水濡れ被害が発生したが、自然災害による被害は不可抗力であるため、飛来物の所有者に損害賠償請求なし。

⇒自身の身は自身で守ることが重要。(大阪府:自動車整備業)



詳しくはこちらへ

小規模企業共済



経営セーフティ共済



商工会のビジネス総合保険(全国連サイト)



共済・年金・保険(全国連サイト)



自然災害等のリスク

近年自然災害が増えており、また大型化することも少なくありません。事業を安定継続するために、事前対策を万全にしておきましょう。



事業継続力強化計画を策定しましょう

事業継続力強化計画とは、中小企業・小規模企業向けの防災・減災に関する計画のことです。自然災害等に対する初動対応策の検討・策定や、災害発生を見据えた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)の適切な在り方の検討など、平時からの継続的な取組が大切です。

ヒト(人員)

緊急時の避難方法や安否確認方法の策定・確認、連絡体制網の構築など

モノ(建物・設備・在庫等)

自家発電設備の準備、設備の耐震化、商品保管場所の見直しなど

カネ(資金繰り)

財務体質の見直し、保険内容の見直しなど

情報(顧客データ等)

バックアップデータの更新・整備(毎週・毎月)、クラウドサービスの利用など

メリット1

平時にも役立ちます

大規模災害等が発生すると、中小企業・小規模事業者には特に甚大な影響が及び、事業継続が危ぶまれる事態に陥ることがあります。災害に備えてリスクやその対応策を検討しておくことは、自社の経営課題の発見や経営改善にもつながります。

メリット2

支援体制が充実!

専門家の派遣など、中小企業基盤整備機構によるさまざまな支援メニューを、すべて無料で利用することができるため、マンパワーやノウハウが不足している小規模事業者でも気兼ねなく取り組むことができます。

メリット3

融資や税制でも優遇あり!

策定した計画を国が認定することで、日本政策金融公庫による低利融資や、信用保証枠の拡大、防災・減災設備に対する税制優遇措置、ものづくり補助金等の優先採択などができます。

「事業継続力強化計画」認定制度を活用しましょう

「事業継続力強化計画」認定制度

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けると税制優遇や補助金の加点項目の獲得などの支援策を利用できます。

認定を受けるには

中小基盤整備機構の情報サイト「BCPIはじめの一步事業継続力強化計画をつくらう!」や、中小企業庁のHPの「事業継続計画作成の手引き」を参照してください。詳しくは、お近くの商工会にご相談を。

詳しくはこちらへ

中小機構



中小企業庁



商工会一覧



経営者の悩みや課題

経営安定特別相談室は、中小企業・小規模事業者の倒産を防止するためのあらゆるご相談にお応えしています。

こんなとき、「経営安定特別相談室」をご利用ください。

仕事の受注量が減ってきた。改善の見込みがなく、先行きが不安だ…



融資を受けて事業をテコ入れし、経営不振から脱却したい

取引先が倒産して経営に大きく影響が出ている



赤字がなかなか解消できない。有効な改善策はないだろうか

ご相談の流れ

Step1

相談申込

- 電話でのお申し込み
- 来室でのお申し込み

Step2

相談内容の検討

- 経営・財務内容の把握と分析
- 倒産防止の対応策の検討

Step3

調停

- 債権者等関係者への協力要請
- 円滑な整理方法の検討
- 法的手続きの指導・助言

経営安定特別相談室の活動とは

全国の商工会議所と都道府県商工会連合会の合計252か所にそれぞれ設置。倒産の恐れのある中小企業・小規模事業者から相談を受け、経営的に見込みのある場合は関係機関の協力を得て再建方法を講じ、倒産防止が困難な場合には円滑な整理を図ることで、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防ぐ活動を行っています。

商工調停士が解決をお手伝い

経営安定特別相談室では、「商工調停士」を中心に、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等、各分野の専門家が、中小企業の諸問題の円滑な解決を図るための相談・指導を行っています。危機に陥った経緯など、簡単な相談内容を聞かせていただき、今後の相談・指導のための必要書類の提出をお願いします。

対応策を検討する

相談お申込みを受け、相談室では商工調停士を中心とする各分野の専門家が、ご相談の経営・財務内容等の把握・分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。

ご相談はできるだけお早めに

まだ大丈夫、もう少し頑張ろうと、事業を続けているうちに、深刻な状況になることが少なくありません。経営の先行きに不安が生じたら、できるだけ早めにご相談ください。

秘密は厳守します

ご提供いただく個人情報に関しては、経営安定特別相談事業を遂行するうえで必要な範囲に限り使用します。また、個人情報は、適切に管理します。

ご相談の費用は無料です

ご相談はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法的手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担になります。

40年以上の相談実績

「経営安定特別相談室」が昭和54年にスタートして以来、40年以上にわたり多くの企業の相談にお応えし、多くの企業の倒産防止と危機回避に役立ってきました。

ご相談のお申込み・お問い合わせは
各都道府県商工会連合会または商工会議所 経営安定特別相談室まで